



地方創生プレミアムインバウンドツアー
集中展開事業
Q & A

<補助額の算出方法について>

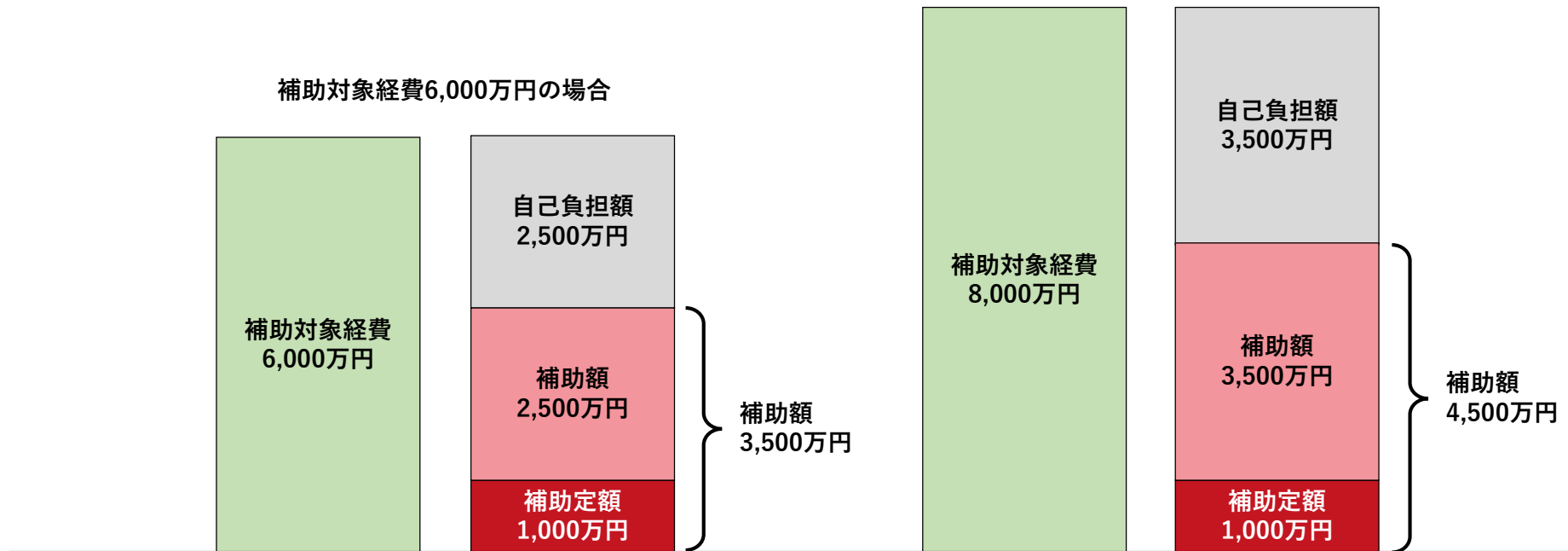
公募要領では事業費が1,500万円の場合、自己負担額は250万円となっている。例えば事業費が6,000万円だと自己負担額はいくらになるのか。

補助額については**1,000**万円までを定額とし、

1,000万円を超える部分については8,000万円まで補助率1/2を補助額として計算いたします。

本事業は**最低事業費を1,500**万円としておりますので、申請段階で最低事業費を下回っている場合は、公募要領に記載されている要件を満たさないこととなります。

補助対象経費8,000万円の場合



補助額の計算式

$$\begin{aligned}
 &1,000\text{万円} + (6,000\text{万円} - 1,000\text{万円}) \div 2 \\
 &= 1,000\text{万円} + 2,500\text{万円} \\
 &= \text{補助額 } 3,500\text{万円} (\text{自己負担額 : } 2,500\text{万円})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &1,000\text{万円} + (8,000\text{万円} - 1,000\text{万円}) \div 2 \\
 &= 1,000\text{万円} + 3,500\text{万円} \\
 &= \text{補助額 } 4,500\text{万円} (\text{自己負担額 : } 3,500\text{万円})
 \end{aligned}$$

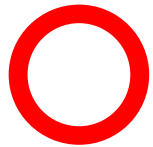
<補助対象経費の割合について>

- ・体験商品の造成のため、備品の購入を検討していますが、費用の上限等はあるのか。

体験商品等の造成に際して真に必要不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものと判断された場合に限り、②備品の購入・設備の導入に係る経費として対象経費に計上することが可能です。

ただし、「①体験商品の造成に係る経費」を事業費の50%以上とする必要があります。また単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入等、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払を受けた後であっても、一定期間処分（補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されますので、ご注意ください。

例 事業費1,500万円の場合



①体験商品の造成に係る経費 900万円	②備品の購入・設備の導入に係る経費 200万円	③プロモーションに係る経費 400万円
------------------------	----------------------------	------------------------

$750万円 \div 1,500万円 \times 100 = 60\%$ ※①体験商品の造成に係る経費が事業費の50%を超えているため



①体験商品の造成に係る経費 600万円	②備品の購入・設備の導入に係る経費 400万円	③プロモーションに係る経費 500万円
------------------------	----------------------------	------------------------

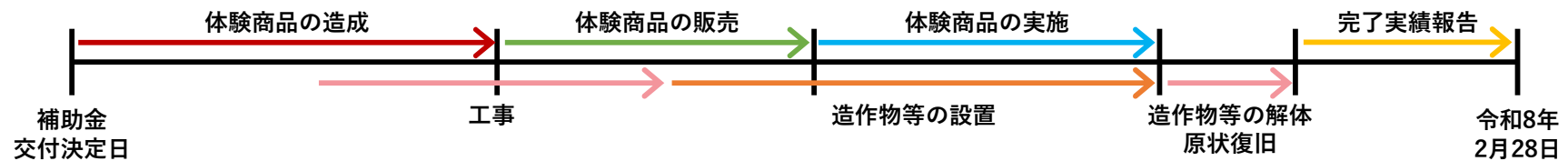
$600万円 \div 1,500万円 \times 100 = 40\%$ ※①体験商品の造成に係る経費が事業費の50%に満たないため

<工事請負費について>

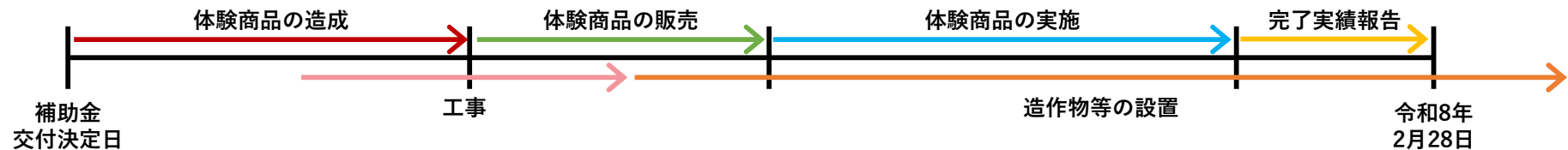
- ・様式2「支出計画書」の取組分類にて「①体験商品の造成に係る経費」と「②備品の購入・設備の導入に係る経費」どちらにも「工事請負費」の項目がありますが、どのような違いがあるのでしょうか？

「①体験商品の造成に係る経費」の「工事請負費」は事業期間内に原状復旧を前提に行われる工事(特別観覧席の増設および解体等)に該当する費用となります。他方で体験商品等の造成に際して真に必要不可欠で、事業期間終了後も継続して使用される造作物等に関しては、「②備品の購入・設備の導入に係る経費」として費用計上ください。

例1 「①体験商品の造成に係る経費」の場合の「工事請負費」→ 事業期間内に仮設・撤去まで完了するもの



例2 「②備品の購入・設備の導入に係る経費」の場合の「工事請負費」→ 体験商品等の造成に際して真に必要不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なもの

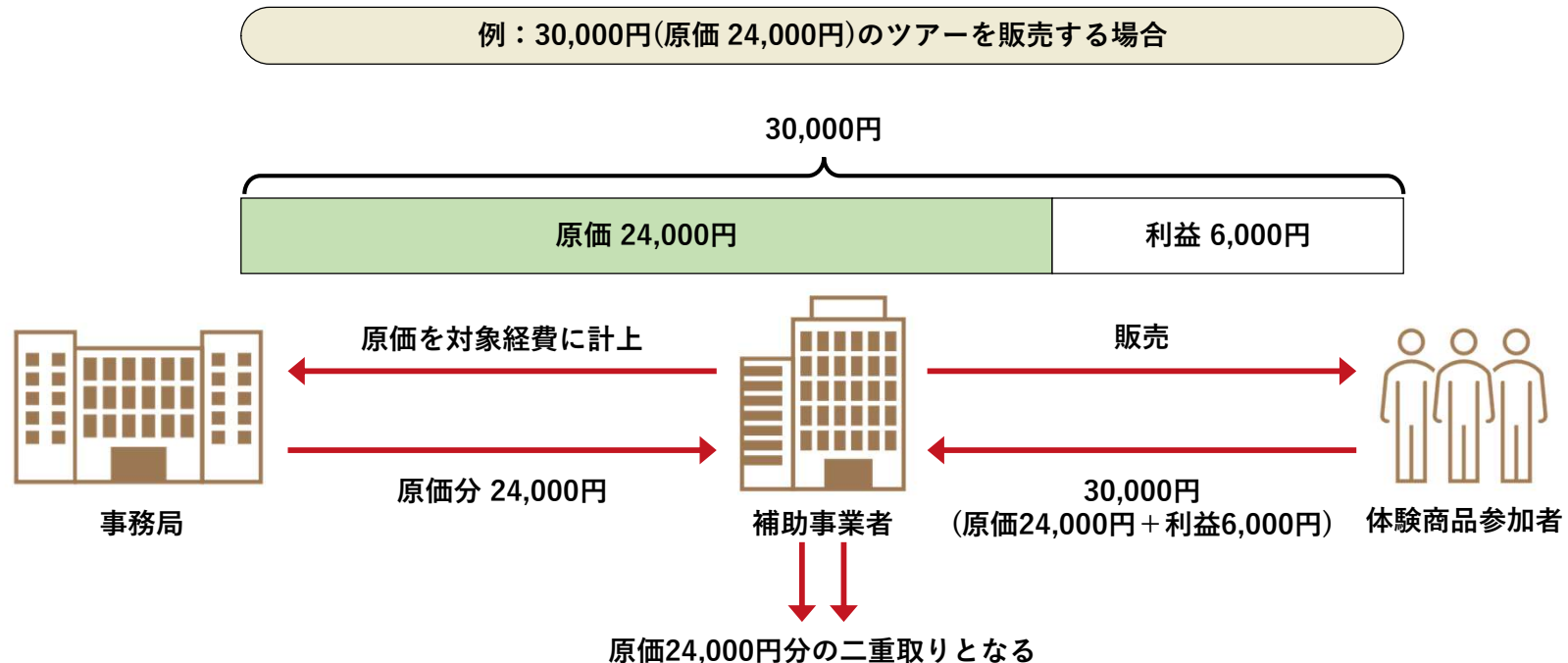


< 補助対象外経費について >

・ 公募要領の補助対象外経費にある「体験商品実施に係る直接的な原価」とは何ですか？

体験商品等を販売する場合、その原価を対象経費として計上すると、原価相当額を体験商品参加者並びに補助金から二重に得ることになるため、補助対象経費として認められません。

「体験商品実施に係る直接的な原価」とは体験商品販売時にツアー料金・チケット代等に含まれる、体験商品の参加者が受益者として負担すべき経費については対象外となります。例えば、宿代、交通費、施設入場料、食事費用お土産代等がこれにあたります。



上記のような二重取りは認められません。
実績報告等の確認時に補助額に直接的な原価が含まれていることが判明した場合、
原価分は補助対象経費に計上できません。

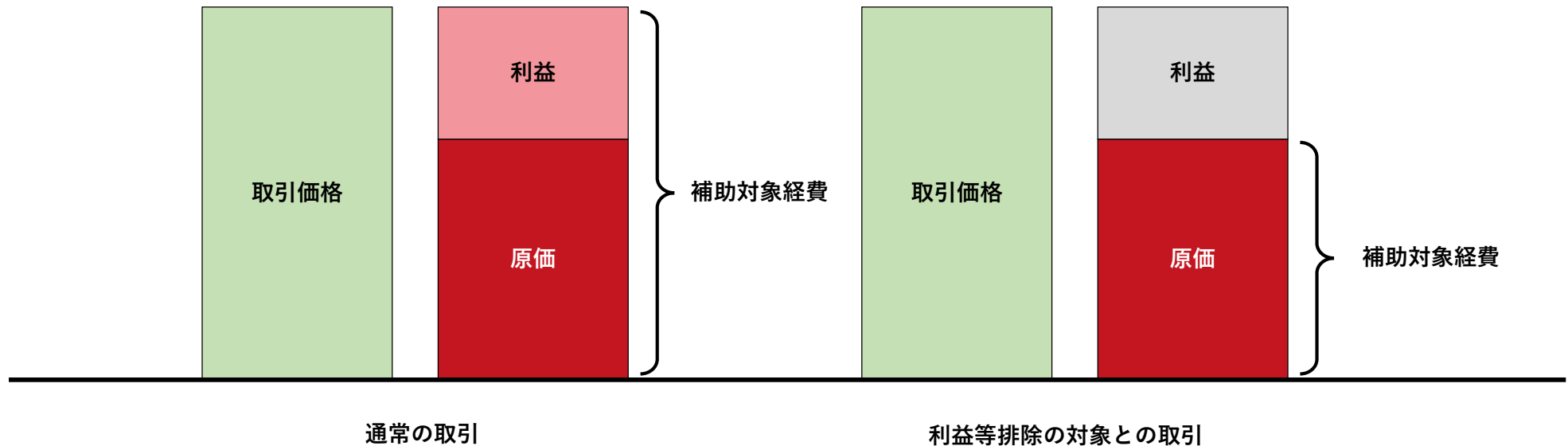
<利益当排除について>

・ Q&A 21番にある「利益相当額を除いた額で発注・契約する必要があります」とはどういう意味でしょうか？

通常、すべての取引には、原価に利益が加算されています。そのため、利益が加算された額で行われる自社等調達を補助金を用いて実施した場合、補助金の一部が利益として補助事業者へ納付されることとなります。これは、補助金の利用目的に照らして、適切ではありません。

そのため、補助事業者の自社調達、または関係会社(※)等からの調達がある場合、取引の価格から利益相当額を除いた額を、補助対象経費として申請する必要があります。この「取引の価格から利益相当額を除くこと」を**利益等排除**と言います。

※財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条に定める関係者



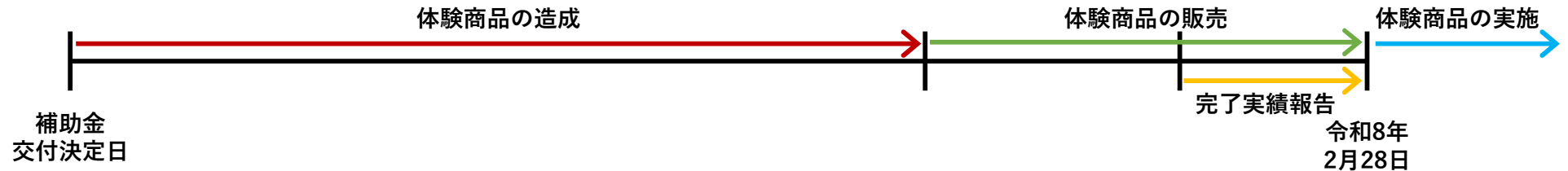
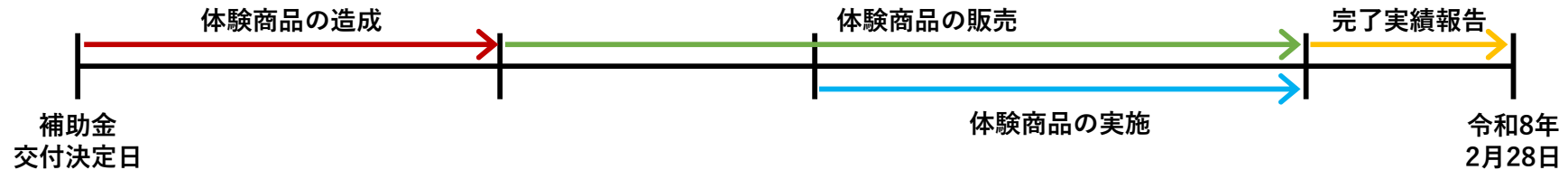
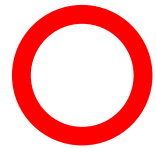
<体験商品の実施について>

- ・本事業で造成する体験商品の販売は事業期間内を予定していますが、実施は事業期間後を予定している事業でも対象となりますか？

本事業は補助金の交付決定日から遅くとも令和8年2月28日（土）までに体験商品の造成、販売及び実施していただく必要がございます。

その上で、遅くとも令和8年2月28日（土）までに完了実績報告書を含む、全ての精算書類（関係各社への支払証憑を含む）の提出を済ませるようお願いします。

期間内に補助事業を完了できなかった場合は、対象経費の精算ができませんので、ご注意ください。



<本事業で造成する体験商品の売上について>

- ・公募要領に「補助額から減額します」という部分について、どんな場合に減額になるのか教えてください。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定により、補助事業（補助金の交付を受けて行う事業）の結果により収益が生じた場合には、補助金交付額を限度として収益金の一部または全部に相当する額を国庫へ返納していただく場合があります（これを「**収益納付**」と言います）。

本事業においては、体験商品等が直接的に生み出した売上について、補助金交付時、補助額から相当分を減額して交付する取扱いとなります。

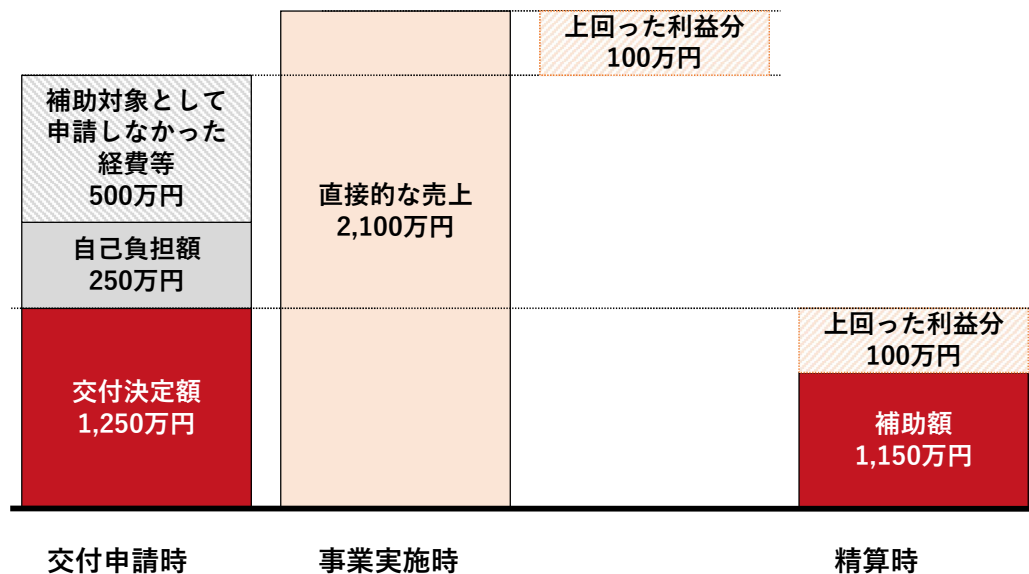
（ただし、減額の上限を1,000万円とします。）

例 事業費 1,500万円

補助対象として申請しなかった経費、補助対象外経費等 500万円

直接的な売上 2,100万円

の場合の精算時の補助額



上回った利益分を交付決定額から減額するため、
 $1,250万円 - 100万円 = 1,150万円$
 が補助額となる。



地方創生プレミアムインバウンドツアー
集中展開事業
Q & A